

平成 2 1 年度戸沢村人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 5 8 条の 2 及び戸沢村人事行政の公表に関する条例に基づき、村政運営の透明性、公平性を高めるため、平成 2 1 年度の人事行政の運営等の状況について、その概要を次のとおり公表します。

平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日
山形県戸沢村長 渡部 秀勝

I、職員の任免及び職員数

1、職員数の状況

各年 4 月 1 日現在

区 分	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	増減
村長部局	77	74	－3
普通会計	67	64	－3
特別会計	10	10	0
議会事務局	1	1	0
選挙管理委員会事務局	(5)	(5)	(0)
監査委員事務局	(1)	(1)	(0)
農業委員会事務局	(2)	1 (1)	1 (－1)
教育委員会	17	17	0
事務局	9	9	0
小・中学校	8	8	0
合 計	95	93	－2

2、採用者の状況

各年 4 月 1 日現在

区分	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	増減
村長部局	6	1	－5
普通会計	5	1	－4
特別会計	1	0	－1
議会事務局	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
事務局	0	0	0
小・中学校	0	0	0
合計	6	1	－5

3、退職者の状況

各年 4 月 1 日現在

区 分	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	増減
村長部局	6	3	－3
普通会計	5	3	－2

特別会計	1	0	-1
議会事務局	1	0	-1
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0
教育委員会	2	0	-2
事務局	1	0	-1
小・中学校	1	0	-1
合 計	9	3	-6

Ⅱ、戸沢村職員給与のあらまし

村職員の給与のあらましについて、村民の皆さんにご理解いただくために公表しています。村職員の給与は、法律に基づき村議会の審議を経て条例等で定められています。

1、人件費の状況（平成21年度普通会計決算）

住民基本台帳 人口（平成22 年3月31日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費 率 (B/A)	20年度 の人件 費率
5,533人	3,511,430 千円	151,253 千円	820,856 千円	23.4%	27.1%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

2、職員給与費の状況（平成22年度普通会計予算）

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
82人	344,898 千円	56,212 千円	133,487 千円	534,579 千円	6,519 千円

※職員手当には、退職手当を含みません。給与費は当初予算に計上された額です。

3、職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区分	戸沢村		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	369,296 円	48 歳 3 月	325,579 円	41 歳 9 月
技能労務職	288,302 円	39 歳 2 月	284,514 円	49 歳 3 月

4、職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区分		戸沢村		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	161,600 円	178,800 円	172,200 円	185,800 円
	高校卒	140,100 円	149,800 円	140,100 円	149,800 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	144,500 円	137,200 円	146,700 円

5、職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

区分		経験年数 15～20 年	経験年数 25～30 年	経験年数 30～35 年
一般行政職	大学卒	305,900 円	392,854 円	421,186 円
	高校卒	278,680 円	373,933 円	399,959 円
区分		経験年数 10～15 年	経験年数 20～25 年	経験年数 30～35 年
技能労務職	高校卒	234,150 円	295,333 円	384,840 円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

6、一般行政職の級別職員数等の状況（平成22年4月1日現在）

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な職務内容		主事補 主事	主事 主任	主任 主査・係長	主査・係長 冠主査	冠主査 課長補佐	主幹 課長
職員数		2 人	4 人	10 人	13 人	19 人	9 人
構成比		3.5%	7.0%	17.6%	22.8%	33.3%	15.8%
参 考	1 年前の構成比	3.4%	6.8%	16.9%	25.4%	32.2%	15.3%
	5 年前の構成比	4.7%	5.9%	18.8%	34.1%	31.8%	4.7%

7、職員手当の状況

（1）期末・勤勉手当

戸沢村		国	
1 人当たり平均支給額（平成21年度） 1, 6 2 7 千円		—	
（平成21年度支給割合） 期末手当 2. 7 5 月分 勤勉手当 1. 4 0 月分		（平成21年度支給割合） 期末手当 2. 7 5 月分 勤勉手当 1. 4 0 月分	
（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 有		（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 有	

（2）退職手当（平成22年4月1日現在）

区分		戸沢村		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	村と同じ	村と同じ
	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	村と同じ	村と同じ
	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	村と同じ	村と同じ
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	村と同じ	村と同じ
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）		村と同じ	
退職時の特別昇給		なし		—	

(3) 特殊勤務手当 (平成22年4月1日現在)

区分		全職種	
支給実績 (21年度決算)		3,960千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度)		3,960,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (%)		1.1%	
手当の種類 (手当数)		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	左記に従事した職員	感染症の患者の看護等に従事	日額 1,000円
特定毒物害虫防除作業手当	左記に従事した職員	特定毒物の調整及び散布の作業に従事	日額 1,000円
死体取扱作業手当	左記に従事した職員	死体の検視等の作業に従事	日額 1,000円
小動物死体取扱作業手当	左記に従事した職員	公共の場所等の小動物の死体の収容業務	日額 1,000円
研修手当	医師	中央診療所の医師	月額30万円以内
医長手当	医師	中央診療所の医師	月額20万円以内

(4) 時間外手当

区分	支給総額	職員1人当たり平均支給年額
平成21年度	11,512千円 (全会計決算)	139千円 (全会計決算)
平成20年度	12,028千円 (全会計決算)	141千円 (全会計決算)

(5) その他の手当 (平成22年4月1日現在、支給額は平成21年度全会計決算額)

手当名	内容及び支給単価	国の制度	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000円、一般の扶養親族1人につき6,500円 (職員に配偶者がいない場合のうち1人のみ 11,000円)、扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき 5,000円加算	村と同じ	14,869千円	243,754円
住居手当	借家 限度額 27,000円	村と同じ	2,057千円	47,833円
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 34,200円	・交通機関利用 限度額 55,000円 ・交通用具使用 限度額 53,000円	7,042千円	96,466円
管理職手当	・総務課長 32,000円 ・その他の課長 28,000円 ・医長 41,000円 ・主幹 20,000円		3,708千円	337,091円

(6) 地域手当

支給対象者	医師
支給率	15%
支給対象職員数	1人
国の制度	15%

8、特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区分		給料月額等	区分		支給割合
給料	村長	574,000円	期末手当	村長	6月期 1.45月分
	副村長	527,000円		副村長	12月期 1.60月分
	教育長	518,000円		教育長	計 3.05月分
報酬	議長	310,000円	期末手当	議長	6月期 1.45月分
	副議長	250,000円		副議長	12月期 1.60月分
	議員	230,000円		議員	計 3.05月分

※ 村長、副村長、教育長は、平成14年4月から給料を減額しています。

9、職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（平成22年4月1日現在）

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
部門		平成21年度	平成22年度		
一般行政部門	議会	1	1	0	
	総務企画	21	19	-2	戸籍の電算化による減1 合併協議会解散に伴う減1
	税務	5	5	0	
	民生	15	15	0	
	衛生	9	9	0	
	農林水産	11	10	-1	商工部門への配置換えに伴う減
	商工	1	2	1	商工部門の業務拡大に伴う増
	土木	5	5	0	
	小計	68	66	-2	
特別行政部門	教育	17	18	1	教育長の任命による増
	小計	17	18	1	
公営企業等会計部門	簡易水道	3	3	0	
	下水道	2	1	-1	下水道整備事業の完了による減
	その他	5	6	1	最上地区広域連合派遣職員の増
	小計	10	10	0	
合計		95	94	-1	

(2) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳
職員数		3人	5人	5人	7人	6人
40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
8人	7人	15人	23人	14人		93人

Ⅲ、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の休日

イ、国民の祝日に関する法律に規定する休日

ロ、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（イの日を除く）

(2) 職員の勤務時間

1週間あたりの勤務時間 38時間45分

1日の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

休憩時間 午後零時～午後1時

(3) 職員の休暇制度

イ、年次有給休暇 一の年につき20日（20日を上限に残日数を翌年に繰越可）

ロ、病気休暇 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇

ハ、特別休暇 選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇

種類	承認基準	取得可能期間
病気 休暇 (有給)	公務上又は通勤時の負傷又は疾病	必要と認められる期間
	結核性疾患	1年6月以内で必要と認められる期間
	任命権者が特に必要と認めた疾病	180日以内で必要と認められる期間
	上記以外の負傷又は疾病	90日以内で必要と認められる期間
	病休・休職からの復職後も通常勤務が困難な場合	60日以内、1日につき必要と認められる時間
特別 休暇 (有給)	公民としての権行を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人等としての国会、裁判所等への出頭	必要と認められる期間
	骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
	ボランティア活動に参加する場合	1年で5日以内
	結婚する場合	7日以内の期間
	職員の出産の場合	産前8週以内、産後8週まで
	生後1歳に達しない子の育児をする場合	1日2回それぞれ30分以内
	未就学の子を看護する場合	1年で5日以内
	育児参加をする場合	1年で5日以内
	家族の看護をする場合	1年で5日以内

職員の生理	必要と認められる期間
妊産婦法定検診	必要と認められる時間
妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	出勤又は退勤時につき1日を通じ1時間以内
妊娠職員の母体・胎児保護のための休息及び捕食	必要と認められる時間
妻の出産	2日以内
忌引	続柄等に応じ、連続する1～10日以内の期間
追悼行事	1日以内の期間
夏季休暇	7～9月の間に3日以内
豪雪による現住居の倒壊予防	12月～3月の間に3日以内の期間
感染症発生による交通遮断及び入院	必要と認められる期間
住居の滅失又は損壊（のおそれ）	15日（おそれがある場合は3日）以内の期間
災害等発生による通勤困難	必要と認められる期間
通勤途上における災害等発生時の安全確保	必要と認められる期間

二、介護休暇 職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

連続する6月以内の期間で必要と認められる期間（無給）

IV、職員の分限及び懲戒処分状況

（1）分限処分状況

処分の内容	免職	休職	降任	降給	計
平成20年度	0	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0

（2）懲戒処分状況

処分の内容	免職	停職	減給	戒告	計
平成20年度	0	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0

V、職員の服務状況

（1）職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課せられている。

「法律その他条例に特別の定めがある場合」として、職務専念義務が免除される。

次のような場合がある。

イ 研修を受ける場合

ロ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ハ 職務遂行上必要な教養を目的とする講習会、講演会、その他これらに類するものであつて、国、地方公共団体、学校等が行うものに参加する場合

ニ 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演又は講義を行う場合

- ホ 職務遂行上必要な国、地方公共団体の実施する競争試験、その他の試験を受ける場合
- ヘ 地方公務員法第49条の2の規定に基づき、不服申立をし、及びその審査に出頭する場合
- ト 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- チ 消防団員として消防活動(演習を含む。)に従事する場合
- リ 国又は地方公共団体その他の公共的団体の主催する体育大会に選手、監督又は役員として参加する場合

(2) 休業制度

イ 育児休業

地方公務員の育児休業等に関する法律及び戸沢村職員の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

・ 育児休業

職員は子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育に専念するため休業することができる。

育児休業期間については、給与を支給しない。

・ 育児短時間勤務

職員は子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育に専念するため、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。給料は、勤務時間数に応じた額の支給となる。

・ 部分休業

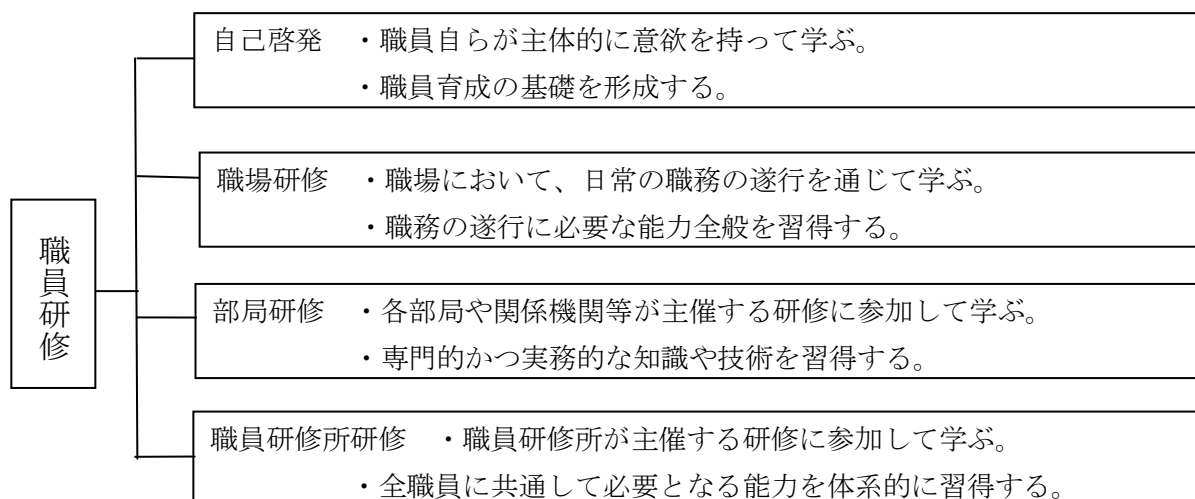
職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育を行うため、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を越えない範囲内で勤務しないことができる。

職員が部分休業の承認を得て勤務しない場合は、勤務しない1時間につき1時間あたりの給与を減額する。

VI、職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成21年度）

イ 研修体系



ロ 職員研修所研修の内容及び受講実績

研修体系	概要	研修の区分	実施研修数	受講者数
基本研修	職務遂行に必要な知識、技能、態度を修得するために行う階層別研修	新規採用職員研修 一般職員研修、監督者研修、管理者研修、	8回	9人
特別研修	より専門的な知識や技能等を修得するための研修	政策研修、法令研修、実務研修、特別研修	16回	2人

(2) 勤務成績評定制度の概要（平成21年度）

イ 昇給の場合

職員の昇給時期（1月1日）に、所属長が原則として各職員の1年間の勤務状況を判定し、昇給の可否を決定している。

ロ 昇格の場合

昇任の時期または昇給基準を満たした時期に、所属長が各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務状況を判定し、昇格の可否を決定している。

VII、職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生事業の概要（平成21年度）

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	●定期健康診断 ・問診、身長、体重、視力、聴力、胸部エックス線検査、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査	村 及 び 共 済 組 合
	●特定健康診断（メタボリックシンドローム。40歳以上）	
	●生活習慣病検査 ・胃がん検診（原則30歳以上の希望者） ・大腸がん検診（原則40歳以上の希望者） ・肺がん検査（40歳以上の希望者） ・婦人科検診（乳がん30歳以上・子宮ガン25歳以上） ・C型肝炎ウイルス検診35歳以上5歳刻み）	
人間ドック	●人間ドック（40歳、50歳の職員） ●脳ドック（45歳以上の職員）	組 合
メンタルヘルスケア	●メンタルヘルス相談（メンタルヘルス相談医による電話・FAX相談） ●メンタルヘルス研修（管理監督者（課長、課長補佐級）、人事担当者等向けセミナー）	

b 貸付事業の概要（主なもの）

貸付事業の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800 万円	2.72%	共済組合
在宅介護対応住宅貸付	300 万円	2.46%	

c 給付事業の概要（主なもの）

事 項	共済組合	互助会
職員が傷病になったとき	1、医療機関等に支払うもの ● 法定給付の額 2、職員に支給するもの ● 高額療養費 ● 一部負担金払戻金 ● 特定疾病療養費	● 一部負担金補助
職員が出産したとき	● 出産費 420,000 円	
職員が死亡したとき	● 埋葬料・埋葬附加金 各 50,000 円 ● 遺族共済年金	● 弔慰金 100,000 円

d 職員の福利厚生事業の事業費負担の概要

単位：千円

	健康診断 委託料	厚 生 事業	団体生命 保険掛金	健康診断 助成金	互助会 掛金	交際費	合計	職員 1 人当 たりの額
平成 21 年度	1,226	0	0	0	955	94	2,275	23,698 円
平成 20 年度	1,171	0	0	0	1,068	40	2,279	22,564 円

※職員厚生事業は平成 17 年度、職員健康診断助成金は平成 18 年度、団体生命保険加入は平成 19 年度それぞれ見直しし、廃止しました。

（注）共済組合とは山形県市町村職員共済組合をいい、互助会とは山形県市町村職員互助会をいいます。